

「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン」の一部改正について

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課
平成 30 年 3 月

1 改正の趣旨

- 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則において、「政府は、（中略）採血事業者の採血により献血者に生じた健康被害の救済の在り方について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定された。
- これを踏まえ、平成16年9月から7回にわたり「安全で安心な献血の在り方に関する懇談会を開催し、献血後の健康被害の救済の在り方等について検討を行い、報告書が取りまとめられた。
- この報告書を踏まえ、「採血の業務の管理及び構造設備に関する基準」（平成15年厚生労働省令118号）の改正を行い、採血事業者が献血者等の健康被害の補償のために必要な措置を講じることが法令上明確に位置付けるとともに、「献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を定め、採血事業者が献血者等の健康被害の補償のために講ずべき措置について標準的事項を示している。
- ガイドラインにおける採血による健康被害の補償措置については、医療費、医療手当、障害給付、死亡給付及び葬祭料を給付項目として示しているが、その額は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）及び災害救助法（昭和22年法律第118号）等に準拠して定めている。
- 今般、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成16年政令第83号）が改正されることに伴い、ガイドラインに定める医療手当、葬祭料を改正するとともに、所要の改正を行う。

2 改正の内容

○給付額の改正

	改正後	改正前
医療手当	—	—
一日につき	4,550 円	4,480 円
月ごとの上限	36,400 円	35,800 円
葬祭料	206,000 円	199,000 円

○その他所要の改正を行う。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

4 経過措置

平成 30 年 3 月以前の月分のガイドラインによる医療手当及び同月 31 日以前の死亡に係るガイドラインによる葬祭料の額については、なお従前の例による。

献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン（案） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

新	旧																
<p>献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン</p> <p>第一・第二 （略）</p> <p>第三 補償措置について</p> <p>採血事業者は、採血によって健康が害された献血者等の補償のため、下記の内容を基本とした補償の体制の整備を行うこととする。その際、健康被害の補償に要する資金を安定的に調達することができるよう、保険の加入等の措置を講じることが望ましい。</p> <p>1 給付の項目及び対象者について</p> <p>採血による健康被害の補償は、次表の上欄に掲げる給付の項目について、それぞれ次表の下欄に掲げる者になされることを基本とする。</p>	<p>献血者等の健康被害の補償に関するガイドライン</p> <p>第一・第二 （略）</p> <p>第三 補償措置について</p> <p>採血事業者は、採血によって健康が害された献血者等の補償のため、下記の内容を基本とした補償の体制の整備を行うこととする。その際、健康被害の補償に要する資金を安定的に調達することができるよう、保険の加入等の措置を講じることが望ましい。</p> <p>1 給付の項目及び対象者について</p> <p>採血による健康被害の補償は、次表の上欄に掲げる給付の項目について、それぞれ次表の下欄に掲げる者になされることを基本とする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費・医療手当</td> <td>採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等</td> </tr> <tr> <td>障害給付</td> <td>採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等</td> </tr> <tr> <td>死亡給付</td> <td>採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象者	医療費・医療手当	採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等	障害給付	採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等	死亡給付	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療費・医療手当</td> <td>採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等</td> </tr> <tr> <td>障害給付</td> <td>採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等</td> </tr> <tr> <td>死亡給付</td> <td>採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族</td> </tr> </tbody> </table>	項目	対象者	医療費・医療手当	採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等	障害給付	採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等	死亡給付	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族
項目	対象者																
医療費・医療手当	採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等																
障害給付	採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等																
死亡給付	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族																
項目	対象者																
医療費・医療手当	採血によって生じた健康被害について医療を受ける献血者等																
障害給付	採血によって生じた健康被害により一定の障害の状態にある献血者等																
死亡給付	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族																

新		旧	
葬祭料	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者	葬祭料	採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者
<p>2 給付の額等について</p> <p>健康被害に対する給付の額等は次のとおりとすることを基本とする。<u>なお、給付の額等については、全国消費者物価指数等を考慮し、毎年度、改定の検討を行うものとする。</u></p> <p>(1) 医療費</p> <p>採血によって健康被害を生じた献血者等が病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。ただし、当該献血者等が、各種公的医療保険等による給付を受けることができる場合は、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とすることを原則とする。</p> <p>(2) 医療手当</p> <p>採血によって健康被害を生じた献血者等が病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。日を単位として支給するものとし、その額は、一日につき <u>4,550 円</u>、月ごとの上限を <u>36,400 円</u> とする。</p> <p>(3) 障害給付</p> <p>採血によって生じた健康被害が治癒した場合において、別表に定める程度の身体障害が存する時に、その障害の等級に応じ、(6)に規定する給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて</p>		<p>2 給付の額等について</p> <p>健康被害に対する給付の額等は次のとおりとすることを基本とする。</p> <p>(1) 医療費</p> <p>採血によって健康被害を生じた献血者等が病院又は診療所を受診した場合、その医療に要した費用を補填するもの。ただし、当該献血者等が、各種公的医療保険等による給付を受けることができる場合は、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額を限度とすることを原則とする。</p> <p>(2) 医療手当</p> <p>採血によって健康被害を生じた献血者等が病院又は診療所を受診した場合に要する医療費以外の費用を補填するもの。日を単位として支給するものとし、その額は、一日につき <u>4,480 円</u>、月ごとの上限を <u>35,800 円</u> とする。</p> <p>(3) 障害給付</p> <p>採血によって生じた健康被害が治癒した場合において、別表に定める程度の身体障害が存する時に、その障害の等級に応じ、(6)に規定する給付基礎額に同表に定める倍数を乗じて</p>	

新	旧
<p>得た金額を給付するもの。</p> <p>(4) 死亡給付 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族に対して(6)に規定する給付基礎額の千倍に相当する金額を給付するもの。 遺族の範囲は次に掲げるとおりとし、給付を受ける順位は当該各号に掲げる順位による。 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、当該死亡者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） 二 子、父母、孫及び祖父母であって、当該死亡者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの 三 前二号に掲げる者のほか、当該死亡者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの</p> <p>(5) 葬祭料 葬祭を行うことに伴う出費に着目して、採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は、<u>206,000</u> 円とする。「葬祭を行う者」は、実際に葬祭を行う者を指し、必ずしも遺族に限定されない。</p> <p>(6) 障害給付及び死亡給付の給付基礎額 (3)及び(4)に掲げる給付基礎額は、8,800 円とする。</p>	<p>得た金額を給付するもの。</p> <p>(4) 死亡給付 採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の遺族に対して(6)に規定する給付基礎額の千倍に相当する金額を給付するもの。 遺族の範囲は次に掲げるとおりとし、給付を受ける順位は当該各号に掲げる順位による。 一 配偶者 二 子、父母、孫及び祖父母であって、当該死亡者の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの 三 前二号に掲げる者のほか、当該死亡者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの</p> <p>(5) 葬祭料 葬祭を行うことに伴う出費に着目して、採血によって生じた健康被害により死亡した献血者等の葬祭を行う者に対して給付するもの。その額は、<u>199,000</u> 円とする。「葬祭を行う者」は、実際に葬祭を行う者を指し、必ずしも遺族に限定されない。</p> <p>(6) 障害給付及び死亡給付の給付基礎額 (3)及び(4)に掲げる給付基礎額は、8,800 円とする。</p>

新	旧
<p>(7) 医療費及び医療手当の給付に係る留意事項 医療費、医療手当の給付を受ける者が、支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治癒しないときは、その時点の状況を勘案し、引き続き支給を行うか、その後の支給を一括して行うか選択することができる。</p> <p>3 給付決定手続について 採血によって生じた健康被害に対する給付は、これら被害の大半が軽度のものであることを踏まえ、採血事業者が、一定の基準の下に、迅速に対応することを基本とする。このため、原則として、別添1及び2に示す基準及び診断書を活用して採血事業者が迅速に給付を行うことが望ましいが、因果関係、給付の額等の決定について判断が困難な事例については、第三者の意見を聴くことにより、公平性、透明性の確保を図ることが適当である。採血事業者においては、例えば検討会を置くなどにより、自ら公平性、透明性の向上に取り組むことが望ましい。</p> <p>また、採血事業者は、上記判断困難事例について、第三者の意見を聴くなどした上で、給付の決定に先立ち、<u>厚生労働省医薬・生活衛生局</u>に対し協議することができる。採血事業者から申出があった場合は、同局は医学の専門家等の意見を踏まえて、対象事案について意見を述べることとする。</p> <p>採血事業者は、支給不支給の決定の際は、献血者等に対し、決定の根拠を適切に説明するとともに、決定の結果に不服がある場合は<u>厚生労働省医薬・生活衛生局</u>に対して申し出ることができる旨を併せて説明する。</p>	<p>(7) 医療費及び医療手当の給付に係る留意事項 医療費、医療手当の給付を受ける者が、支給開始後三年を経過しても負傷又は疾病が治癒しないときは、その時点の状況を勘案し、引き続き支給を行うか、その後の支給を一括して行うか選択することができる。</p> <p>3 給付決定手続について 採血によって生じた健康被害に対する給付は、これら被害の大半が軽度のものであることを踏まえ、採血事業者が、一定の基準の下に、迅速に対応することを基本とする。このため、原則として、別添1及び2に示す基準及び診断書を活用して採血事業者が迅速に給付を行うことが望ましいが、因果関係、給付の額等の決定について判断が困難な事例については、第三者の意見を聴くことにより、公平性、透明性の確保を図ることが適当である。採血事業者においては、例えば検討会を置くなどにより、自ら公平性、透明性の向上に取り組むことが望ましい。</p> <p>また、採血事業者は、上記判断困難事例について、第三者の意見を聴くなどした上で、給付の決定に先立ち、<u>厚生労働省医薬食品局</u>に対し協議することができる。採血事業者から申出があった場合は、同局は医学の専門家等の意見を踏まえて、対象事案について意見を述べることとする。</p> <p>採血事業者は、支給不支給の決定の際は、献血者等に対し、決定の根拠を適切に説明するとともに、決定の結果に不服がある場合は<u>厚生労働省医薬食品局</u>に対して申し出ることができる旨を併せて説明する。</p>

新	旧												
<p>4・5 (略)</p> <p>第四 業務の実施体制の整備</p> <p>1 手順書の作成</p> <p>採血事業者は、献血者等に健康被害が発生した場合の初期対応及び本ガイドラインに基づく補償措置等について、その内容及び手続に関する手順書を作成し、採血所に備え付けるとともに、献血者等から求めがあった場合は、その内容について、適切に情報提供を行う。また、採血事業者において手順書を作成する際は<u>厚生労働省医薬・生活衛生局</u>に対し、協議することとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="136 906 1099 1401"> <thead> <tr> <th>障害等級</th> <th>倍数</th> <th>身体障害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一級</td> <td>一、三四 ○</td> <td>一 両眼が失明したもの 二 <u>咀嚼及び言語の機能を廃したもの</u> 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの</td> </tr> </tbody> </table>	障害等級	倍数	身体障害	第一級	一、三四 ○	一 両眼が失明したもの 二 <u>咀嚼及び言語の機能を廃したもの</u> 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの	<p>4・5 (略)</p> <p>第四 業務の実施体制の整備</p> <p>1 手順書の作成</p> <p>採血事業者は、献血者等に健康被害が発生した場合の初期対応及び本ガイドラインに基づく補償措置等について、その内容及び手続に関する手順書を作成し、採血所に備え付けるとともに、献血者等から求めがあった場合は、その内容について、適切に情報提供を行う。また、採血事業者において手順書を作成する際は<u>厚生労働省医薬食品局</u>に対し、協議することとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1128 906 2092 1401"> <thead> <tr> <th>等級</th> <th>倍数</th> <th>身体障害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一級</td> <td>一、三四 ○</td> <td>一 両眼が失明したもの 二 <u>咀嚼及び言語の機能が失われたもの</u> 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢を<u>それぞれ</u>ひじ関節以上で失ったもの 六 <u>両上肢が用をなさなくなつたもの</u></td> </tr> </tbody> </table>	等級	倍数	身体障害	一級	一、三四 ○	一 両眼が失明したもの 二 <u>咀嚼及び言語の機能が失われたもの</u> 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢を <u>それぞれ</u> ひじ関節以上で失ったもの 六 <u>両上肢が用をなさなくなつたもの</u>
障害等級	倍数	身体障害											
第一級	一、三四 ○	一 両眼が失明したもの 二 <u>咀嚼及び言語の機能を廃したもの</u> 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 六 両上肢の用を全廃したもの											
等級	倍数	身体障害											
一級	一、三四 ○	一 両眼が失明したもの 二 <u>咀嚼及び言語の機能が失われたもの</u> 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢を <u>それぞれ</u> ひじ関節以上で失ったもの 六 <u>両上肢が用をなさなくなつたもの</u>											

新			旧		
		七 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢の用を全廃したもの			七 両下肢を <u>それぞれ</u> ひざ関節以上で失ったもの 八 両下肢が用をなさなくなったもの
第二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下になったもの 二 両眼の視力が〇・〇二以下になったもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢を手関節以上で失ったもの 六 両下肢を足関節以上で失ったもの	二級	一、一九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの 二 両眼の視力が <u>それぞれ</u> 〇・〇二以下に減じたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 五 両上肢を <u>それぞれ</u> 手関節以上で失ったもの 六 両下肢を <u>それぞれ</u> 足関節以上で失ったもの
第三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼 ^{そしやく} 又は言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手の手指の全部を失ったもの	三級	一、〇五〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能が失われたもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 五 両手のすべての指を失ったもの
第四級	九二〇	一 両眼の視力が〇・〇六以下になったもの 二 咀嚼 ^{そしやく} 及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力を全く失ったもの	四級	九二〇	一 両眼の視力が <u>それぞれ</u> 〇・〇六以下に減じたもの 二 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が全く失われたもの

新		旧	
		四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手の <u>手指の全部の用を廃したもの</u> 七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	四 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 五 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 六 両手の <u>すべての指が用をなさなくなつたもの</u> 七 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
第五級	七九〇	一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 一上肢を手関節以上で失ったもの 五 一下肢を足関節以上で失ったもの 六 一上肢の用を全廃したもの 七 一下肢の用を全廃したもの 八 両足の足指の全部を失ったもの	五級 七九〇 一 一眼が失明し、他眼の視力が〇・一以下に減じたもの 二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 三 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 四 一上肢を手関節以上で失つたもの 五 一下肢を足関節以上で失つたもの 六 一上肢が用をなさなくなつたもの 七 一下肢が用をなさなくなつたもの 八 両足のすべての指を失つたもの
第六級	六七〇	一 両眼の視力が〇・一以下になつたもの 二 咀嚼 ^{そしやく} 又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 四 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 五 脊柱 ^{せき} に著しい変形又は運動障害を残すもの	六級 六七〇 一 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの 二 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 四 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 五 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの

新		旧	
		六 <u>一上肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</u>	六 <u>一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの</u>
		七 <u>一下肢の三大関節中の二関節の用を廃したもの</u>	七 <u>一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの</u>
		八 <u>一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失ったもの</u>	八 <u>片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの</u>
第七級	五六〇	一 <u>一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下になったもの</u>	一 <u>一眼が失明し、他眼の視力が〇・六以下に減じたもの</u>
		二 <u>両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</u>	二 <u>両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</u>
		三 <u>一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</u>	三 <u>一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</u>
		四 <u>神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u>	四 <u>神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u>
		五 <u>胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u>	五 <u>胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</u>
		六 <u>一手の母指を含み三の手指を失ったもの又は母指以外の四の手指を失ったもの</u>	六 <u>おや指をあわせ片手の三本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の四本の指を失ったもの</u>
		七 <u>一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を廃したもの</u>	七 <u>片手のすべての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの</u>
		八 <u>一足をリスフラン関節以上で失ったもの</u>	八 <u>片足をリスフラン関節以上で失ったもの</u>
		九 <u>一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</u>	九 <u>一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</u>

新			旧		
		<p>十 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>十一 両足の足指の全部の用を廃したもの</p> <p>十二 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>十三 両側の辜丸を失ったもの</p>			<p>一〇 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>一一 両足のすべての指が用をなさなくなったもの</p> <p>一二 女子の外貌が著しく醜くなったもの</p> <p>一三 両側の辜丸を失ったもの</p>
第八級	四五〇	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下になったもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指を失ったもの</p> <p>四 一手の母指を含み三の手指又は母指以外の四の手指の用を廃したもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢の三大関節中の一関節の用を廃したもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>十 一足の足指の全部を失ったもの</p>	八級	四五〇	<p>一 一眼が失明し、又は一眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの</p> <p>二 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>三 おや指をあわせ片手の二本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の三本の指を失ったもの</p> <p>四 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなったもの</p> <p>五 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの</p> <p>七 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの</p> <p>八 一上肢に偽関節を残すもの</p> <p>九 一下肢に偽関節を残すもの</p> <p>一〇 片足のすべての指を失ったもの</p>
第九級	三五〇	<p>一 両眼の視力が〇・六以下になったもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下になったもの</p>	九級	三五〇	<p>一 両眼の視力がそれぞれ〇・六以下に減じたもの</p> <p>二 一眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの</p>

新	旧
<p>三 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>九 一耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>十 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>十二 一手の母指又は母指以外の二の手指を失ったもの</p> <p>十三 一手の母指を含み二の手指又は母指以外の三の手指の用を廃したもの</p> <p>十四 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失ったもの</p>	<p>三 両眼に<u>それぞれ</u>半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 両眼のまぶたに<u>それぞれ</u>著しい欠損を残すもの</p> <p>五 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>六 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</p> <p>七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>八 <u>一方の耳</u>の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、<u>他方の耳</u>の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>九 <u>一方の耳</u>の聴力が全く失われたもの</p> <p>一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一一 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>一二 <u>片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の二本の指を失ったもの</u></p> <p>一三 <u>おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなつたもの</u></p> <p>一四 <u>第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失つたもの</u></p>

新			旧		
		<p>十五 <u>一足の足指の全部の用を廃したもの</u></p> <p>十六 <u>外貌<small>ぼう</small>に相当程度の醜状を残すもの</u></p> <p>十七 生殖器に著しい障害を残すもの</p>			<p>一五 <u>片足のすべての指が用をなさなくなつたもの</u> (新規)</p> <p>一六 生殖器に著しい障害を残すもの</p>
第十級	二七〇	<p>一 一眼の視力が〇・一以下になつたもの</p> <p>二 <u>正面視で複視を残すもの</u></p> <p>三 <u>咀嚼<small>そしやく</small>又は言語の機能に障害を残すもの</u></p> <p>四 <u>十四歯以上に対し歯科補綴<small>てつ</small>を加えたもの</u></p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの</p> <p>六 <u>一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの</u></p> <p>七 <u>一手の母指又は母指以外の二の手指の用を廃したものの</u></p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 <u>一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの</u></p> <p>十 <u>一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p>十一 <u>一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p>	一〇級	二七〇	<p>一 一眼の視力が〇・一以下に減じたもの</p> <p>二 <u>正面を見た場合に複視の症状を残すもの</u></p> <p>三 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</p> <p>四 <u>十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</u></p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの</p> <p>六 <u>一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p>七 <u>片手のおや指が用をなさなくなつたもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなつたもの</u></p> <p>八 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>九 <u>片足の第一足指又は他の四本の指を失つたもの</u></p> <p>一〇 <u>一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p> <p>一一 <u>一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの</u></p>
第十一級	二〇〇	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p>	一一級	二〇〇	<p>一 両眼の眼球に<u>それぞれ</u>著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p>

新		旧		
		<p>四 <u>十歯以上に対し歯科補綴</u>を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に<u>なったもの</u></p> <p>六 <u>一耳</u>の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に<u>なったもの</u></p> <p>七 <u>脊柱</u>に変形を残すもの</p> <p>八 <u>一手の示指、中指又は環指を失ったもの</u></p> <p>九 <u>一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を廃した</u>もの</p> <p>十 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	<p>四 <u>十本以上の歯に歯科補綴</u>を加えたもの</p> <p>五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に<u>減じたもの</u></p> <p>六 <u>一方の耳</u>の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に<u>減じたもの</u></p> <p>七 <u>脊柱</u>に変形を残すもの</p> <p>八 <u>片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの</u></p> <p>九 <u>第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくな</u>ったもの</p> <p>一〇 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</p>	
第十二級	一四〇	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 <u>七歯以上に対し歯科補綴</u>を加えたもの</p> <p>四 <u>一耳</u>の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、<u>肋骨、肩胛骨</u>又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節<u>中の一</u>関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節<u>中の一</u>関節の機能に障害を残すもの</p>	一二級 一四〇	<p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 <u>七本以上の歯に歯科補綴</u>を加えたもの</p> <p>四 <u>一方の耳</u>の耳殻の大部分を欠損したもの</p> <p>五 鎖骨、胸骨、<u>ろく骨、けんこう骨</u>又は骨盤骨に著しい変形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節<u>のうち</u>のいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 一下肢の三大関節<u>のうち</u>のいずれか一関節の機能に障害を残すもの</p>

新		旧	
		<p>八 <u>長管骨</u>に変形を残すもの</p> <p>九 <u>一手の小指</u>を失ったもの</p> <p>十 <u>一手の示指、中指又は環指の用を廃した</u>もの</p> <p>十一 <u>一足の第二の足指を失ったもの、第二の足指を含み二の足指を失ったもの又は第三の足指以下の三の足指を失ったもの</u></p> <p>十二 <u>一足の第一の足指又は他の四の足指の用を廃した</u>もの</p> <p>十三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>十四 <u>外貌に醜状</u>を残すもの (削除)</p>	<p>八 <u>長管状骨</u>に変形を残すもの</p> <p>九 <u>片手のこ指</u>を失ったもの</p> <p>一〇 <u>片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>一一 <u>片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失ったもの</u></p> <p>一二 <u>片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>一三 局部に頑固な神経症状を残すもの</p> <p>一四 <u>男子の外貌が著しく醜</u>くなったもの</p> <p>一五 <u>女子の外貌が醜</u>くなったもの</p>
第十三級	九〇	<p>一 <u>一眼の視力が〇・六以下になったもの</u></p> <p>二 <u>正面視以外で複視を残すもの</u></p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 <u>両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</u></p> <p>五 <u>五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</u></p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 <u>一手の小指の用を廃した</u>もの</p> <p>八 <u>一手の母指の指骨の一部を失ったもの</u></p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>十 <u>一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失ったもの</u></p>	<p>一三級 九〇</p> <p>一 <u>一眼の視力が〇・六以下に減じたもの</u></p> <p>二 <u>正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの</u></p> <p>三 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>四 <u>両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの</u></p> <p>五 <u>五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</u></p> <p>六 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの</p> <p>七 <u>片手のこ指が用をなさなくなったもの</u></p> <p>八 <u>片手のおや指の指骨の一部を失ったもの</u></p> <p>九 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>一〇 <u>片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失った</u></p>

新		旧	
		<p><u>の</u></p> <p>十一 <u>一足の第二の足指の用を廃したものの、第二の足指を含み二の足指の用を廃したものの又は第三の足指以下の三の足指の用を廃したものの</u></p>	<p><u>もの</u></p> <p>一一 <u>片足の第二足指が用をなさなくなつたもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなつたもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなつたもの</u></p>
第十四級	五〇	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 <u>三歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</u></p> <p>三 <u>一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの</u></p> <p>四 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 <u>一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの</u></p> <p>七 <u>一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</u></p> <p>八 <u>一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を廃したものの</u></p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>一四級 五〇</p> <p>一 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの</p> <p>二 <u>三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの</u></p> <p>三 <u>一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの</u></p> <p>四 上肢の露出面にてのひら<u>大以上</u>の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>五 下肢の露出面にてのひら<u>大以上</u>の大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 <u>片手のおや指以外の指の指骨の一部を失つたもの</u></p> <p>七 <u>片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの</u></p> <p>八 <u>片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなつたもの</u></p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> <p>一〇 男子の外貌が醜くなつたもの</p>
備考		(新設)	
一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものに			

新	旧
<p><u>ついては、矯正視力について測定する。</u></p> <p><u>二 手の指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。</u></p> <p><u>三 手指の用を廃したのものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</u></p> <p><u>四 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。</u></p> <p><u>五 足指の用を廃したのものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。</u></p> <p><u>六 各障害等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各障害等級の身体障害に相当するものは、当該障害等級の身体障害とする。</u></p>	